

放射線測定設備現況届出書

近大原研発第 1546 号
令和 6 年 2 月 27 日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

氏名 学校法人 近畿大学

理事長 世耕弘成

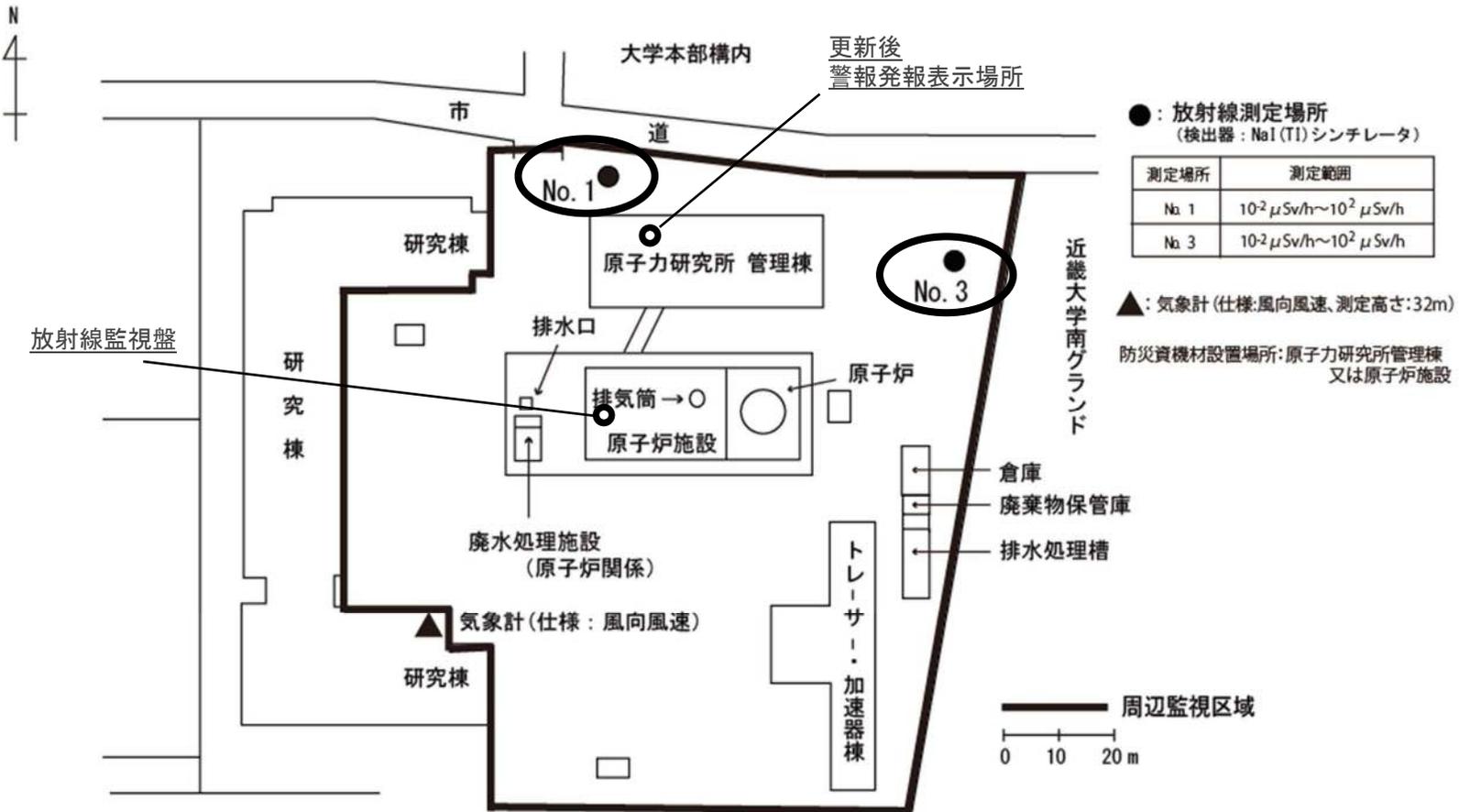
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		近畿大学原子力研究所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	モニタリングポスト2式 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストNo.1 (検出器、レートメータ、記録計、警報回路の更新) ・モニタリングポストNo.3 (記録計更新) ・共通機器の警報発報表示器更新
	設置場所	事業所内敷地境界付近 (別図(1)参照)
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	—
	設置場所	—
	検出される数値の把握方法	—

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

別図(1)



※ No.2は平成25年10月に除外

近畿大学原子力研究所 敷地周辺の放射線測定設備 配置図